

湖北地域鳥獣被害防止対策協議会狩猟免許取得推進事業実施要領

1. 目 的

野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、狩猟免許を取得する者に対して、予算の範囲内で事前の予備講習の受講料を助成する。

2. 対 象

長浜市及び米原市に住所があり、狩猟免許取得後、両市が行う有害鳥獣捕獲に協力できる者かつ受講する科目は猟銃およびわな猟に限る。

ただし、過去に当該事業を受けたものは対象外とする。

3. 対象となる事前講習会

一般社団法人滋賀県猟友会において、開催されるもの。

4. 助成対象経費および補助率

補助対象経費は事前講習受講料とし、補助率は定額とする。

5. 交付申請および交付請求

狩猟免許取得推進事業受講料交付申請書兼請求書（様式第1号）を事前講習の受講料の支払いが確認できる書類を添えて、湖北地域鳥獣被害防止対策協議会会長（以下、「会長」という。）に交付申請年度に受講した日から3ヶ月以内に提出しなければならない。

なお、交付申請を以て実績報告がなされたものとする。

6. 交付決定

会長は、狩猟免許取得推進事業受講料申請書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、適正と認めたときは狩猟免許取得推進事業受講料交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、交付決定通知書を以て額の確定通知書とする。